

# Abeanary 通信

## ～トピックス～

1. 令和5年度税制改正大綱 消費課税編
2. 税務カレンダー（2023年3月、4月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



### 経営者の名言シリーズ

よい機会に恵まれぬ者はない。  
ただそれをとらえられなかっただけなのだ。

アンドリュー・カーネギー（鉄鋼王）  
※経営者100の言葉より引用

## 令和5年度税制改正大綱 消費課税編

### ◆小規模事業者の納税額を2割負担に軽減

フリーランスなど免税事業者が、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間にインボイス発行事業者となった場合、税額負担を2割に軽減する措置が適用されます。みなし仕入率が80%の簡易課税制度と同じ計算方法となります。特例の選択は、申告時に確定申告書に付記することで行えます。

この特例は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び、令和5年10月1日前から課税事業者を選択している事業者には適用されません。

特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

### ◆インボイス交付の事務負担を軽減

#### (1) 一定規模の事業者は帳簿のみ保存で可

基準期間の課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの課税仕入れが1万円未満の場合、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができるようになります。

#### (2) 1万円未満の値引はインボイス不要に

売上げに係る対価の返還等が1万円未満の場合（1回の取引の課税仕入れに係る税込金額で判定）、適格返還請求書の交付義務が免除されます。これにより振込手数料相当額が控除されて支払を受ける場合も、返還インボイスの交付は不要となります。

### ◆インボイス登録制度見直しと手続き柔軟化

免税事業者がインボイス登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合、当該課税期間の初日から起算して15日前の日（現行は当該課税期間の初日の前日から1か月前の日）までに登録申請書を提出するよう期限が緩和されました。

また、インボイス発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合は、その翌課税期間の初日から起算して15日前の日（現行はその提出があった課税期間の末日から30日前の日の前日）までに届出書を提出するよう期限が緩和されました。

なお、令和5年10月1日からインボイス登録を受けようとする事業者が登録申請書を令和5年3月末までに提出できなくなった場合、「困難な事情」の記載がなくても、4月以降に登録申請できるようになります。

## 2023年3月の税務

3月10日

- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月15日

- 前年分贈与税の申告（2月1日から3月15日まで）
- 前年分所得税の確定申告（2月16日から3月15日まで）
- 所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出（期限：5月31日）
- 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内）
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告
- 財産債務調書・国外財産調書の提出（令和4年分。令和5年分以降は6月30日）

3月31日

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者（前年12月分及び当年1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

## 2023年4月の税務

4月10日

- 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

4月17日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

5月1日

- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
- 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）

- 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

- 軽自動車税（種別割）の納付（4月中において市町村の条例で定める日）
- 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付（4月中において市町村の条例で定める日）
- 固定資産課税台帳の縦覧期間（4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間）
- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出（市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等）

## おすすめ書籍のご紹介

### 言語化の魔力

言葉にすれば「悩み」は消える



ジャンル	スキルアップ・キャリア
著者	榊沢紫苑
出版社	幻冬舎
定価	1,760円（税込）
出版日	2022年11月10日
評点	
総合	★★★★★
革新性	★★★★★
明瞭性	★★★★★
応用性	★★★★★

「ミスを繰り返し、上司に叱られてばかり」「配偶者とうまくいかない」「老後の資金が不安」……生きている限り悩みは尽きないものだが、貴重な人生をモヤモヤ気分で過ごしているのはもったいない。本書を読んで、悩み解消のための一歩を踏み出そう。

著者は『学びを結果に変えるアウトプット大全』『神・時間術』などの大ベストセラーで知られる、精神科医の榊沢紫苑氏。榊沢氏は自身のYouTubeチャンネルにおいて、視聴者から寄せられた4000以上の悩みに答えてきた。その経験から「悩みは3つの軸で分析できる」と気付いたそうだ。3つの軸を使えば、あらゆる悩みの対処法が一瞬で見つかるという。

◆◆◆詳細が気になった方はぜひ、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント  
税理士法人 アビーナリーマネジメント  
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811  
仙台市青葉区一番町1-9-1  
仙台トラストタワー7F  
TEL: 022-225-5090  
FAX: 022-225-5091  
<https://abn-m.or.jp>